



発行 新潟県
号外 1
令和6年10月25日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 40 新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例 (福祉保健総務課)
- 41 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (産業立地課)
- 42 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)
- 43 新潟県立学校条例の一部を改正する条例 (義務教育課)

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例

令和6年10月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県条例第40号

新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例

新潟ユニゾンプラザ条例（平成8年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前					
別表（第8条、第15条関係）						別表（第8条、第15条関係）					
(1) 多目的ホールの使用料						(1) 多目的ホールの使用料					
使 用 時 間		使 用 料 (円)				使 用 時 間		使 用 料 (円)			
		入場料を 徴収しな い場合	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合					入場料を 徴収しな い場合	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合		
			入場料が 3,000円未 満の場合	入場料が 3,000円以 上5,000円 未満の場 合	入場料が 5,000円以 上の場合				入場料が 3,000円未 満の場合	入場料が 3,000円以 上5,000円 未満の場 合	入場料が 5,000円以 上の場合
平 日	午 前	23,000	25,000	32,000	37,000	平 日	午 前	19,700	21,700	27,600	31,600
	午 後	31,000	34,000	43,000	50,000		午 後	26,700	29,800	37,400	42,800
	夜 間	33,000	36,000	46,000	53,000		夜 間	28,800	32,100	40,500	45,900
	全 日	78,000	86,000	109,000	125,000		全 日	67,600	75,300	94,900	108,100
日曜日、土 曜日及び 祝日	午 前	34,000	37,000	48,000	54,000	日曜日、土 曜日及び 祝日	午 前	29,500	32,600	41,400	47,400
	午 後	45,000	50,000	63,000	72,000		午 後	39,500	43,800	55,500	62,900
	夜 間	49,000	54,000	69,000	78,000		夜 間	42,800	47,100	59,800	68,300
	全 日	117,000	129,000	164,000	187,000		全 日	101,500	112,900	142,400	162,100
(2) 会議室、研修室等の使用料						(2) 会議室、研修室等の使用料					
区 分		使 用 時 間		使 用 料 (円)		区 分		使 用 時 間		使 用 料 (円)	
大 研 修 室		午 前	22,000			大 研 修 室		午 前	19,100		
		午 後	29,300					午 後	25,500		
		夜 間	25,600					夜 間	22,300		
		全 日	69,200					全 日	60,200		
大 会 議 室	全 面 使 用	午 前	19,100			大 会 議 室	全 面 使 用	午 前	16,600		
		午 後	25,300					午 後	22,000		
		夜 間	22,200					夜 間	19,300		
		全 日	59,800					全 日	52,000		

	分割使用(西側)	午	前	10,700
		午	後	14,300
		夜	間	12,500
	分割使用(東側)	全	日	33,800
		午	前	12,500
		午	後	16,800
中 研 修 室	全 面 使 用	夜	間	14,600
		全	日	39,600
		午	前	17,000
	分割使用(南側)	午	後	22,700
		午	夜	19,800
		全	日	53,500
	分割使用(北側)	午	前	9,300
		午	後	12,400
		夜	間	10,800
小 研 修 室 1	全	全	日	29,300
		午	前	10,200
		午	後	13,600
小 研 修 室 2	全	夜	間	12,000
		全	日	32,200
		午	前	6,800
小 研 修 室 3	全	午	後	8,900
		夜	間	7,800
		全	日	21,200
小 研 修 室 2	全	全	日	26,100
		午	前	8,300
		午	後	11,100
小 研 修 室 3	全	夜	間	9,600
		全	日	25,900
		午	前	8,200

	分割使用(西側)	午	前	9,320
		午	後	12,400
		夜	間	10,900
	分割使用(東側)	全	日	29,400
		午	前	10,900
		午	後	14,600
中 研 修 室	全 面 使 用	夜	間	12,700
		全	日	34,400
		午	前	14,800
	分割使用(南側)	午	後	19,700
		午	夜	17,200
		全	日	46,500
	分割使用(北側)	午	前	8,070
		午	後	10,800
		夜	間	9,430
小 研 修 室 1	全	全	日	25,500
		午	前	8,900
		午	後	11,800
小 研 修 室 2	全	夜	間	10,400
		全	日	28,000
		午	前	5,870
小 研 修 室 3	全	午	後	7,750
		夜	間	6,810
		全	日	18,400
小 研 修 室 2	全	全	日	22,700
		午	前	7,230
		午	後	9,640
小 研 修 室 3	全	夜	間	8,380
		全	日	22,500
		午	前	7,120

小 研 修 室 4	午	前	6,400
	午	後	8,600
	夜	間	7,500
	全	日	20,100
特 別 会 議 室	午	前	15,900
	午	後	21,000
	夜	間	18,400
	全	日	49,800
介 護 実 習 室	午	前	9,300
	午	後	12,400
	夜	間	10,800
	全	日	29,300
調 理 実 習 室	午	前	6,800
	午	後	8,700
	夜	間	7,700
	全	日	20,800
講 師 控 室	午	前	3,600
	午	後	4,700
	夜	間	4,200
	全	日	11,300
応 接 室	午	前	4,800
	午	後	6,200
	夜	間	5,500
	全	日	14,800
楽 屋 1	午	前	3,100
	午	後	3,100
	夜	間	3,100
	全	日	8,300
楽 屋 2	午	前	3,100
	午	後	3,100
	夜	間	3,100
	全	日	8,300

小 研 修 室 4	午	前	5,550
	午	後	7,440
	夜	間	6,500
	全	日	17,500
特 別 会 議 室	午	前	13,800
	午	後	18,300
	夜	間	16,000
	全	日	43,300
介 護 実 習 室	午	前	8,070
	午	後	10,800
	夜	間	9,430
	全	日	25,500
調 理 実 習 室	午	前	5,870
	午	後	7,550
	夜	間	6,700
	全	日	18,100
講 師 控 室	午	前	3,150
	午	後	4,080
	夜	間	3,670
	全	日	9,850
応 接 室	午	前	4,190
	午	後	5,350
	夜	間	4,820
	全	日	12,900
楽 屋 1	午	前	2,670
	午	後	2,670
	夜	間	2,670
	全	日	7,220
楽 屋 2	午	前	2,670
	午	後	2,670
	夜	間	2,670
	全	日	7,220

和	室	午	前	3,400	和	室	午	前	2,930
		午	後	4,500			午	後	3,880
		夜	間	4,000			夜	間	3,450
		全	日	10,600			全	日	9,220
(略)					(略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第41号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イの地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って法第5条第4項第5号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）<u>及び同号の特定業務児童福祉施設（以下「特定業務児童福祉施設」という。）</u>を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、県税の課税の免除又は不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（移転型事業を実施する者に対する事業税等の課税免除）</p> <p>第1条の3 知事は、認定事業者（移転型事業を実施する者に限る。）に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設<u>及び特定業務児童福祉施設</u>（移転型事業に係るものに限る。次号において同じ。）の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税</p> <p>(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設<u>及び特定業務児童福祉施設</u>の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産を事業の用に供することができることとなった日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以後3箇年度に当該償却資産に対して課する固定資産税</p> <p>（拡充型事業を実施する者に対する事業税等の不均一課税）</p> <p>第2条 知事は、認定事業者（拡充型事業を実施する者に限る。）に対し、次の各号に掲げる県税につ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イの地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って法第5条第4項第5号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、県税の課税の免除又は不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（移転型事業を実施する者に対する事業税等の課税免除）</p> <p>第1条の3 知事は、認定事業者（移転型事業を実施する者に限る。）に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設（移転型事業に係るものに限る。次号において同じ。）の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税</p> <p>(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産を事業の用に供することができることとなった日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以後3箇年度に当該償却資産に対して課する固定資産税</p> <p>（拡充型事業を実施する者に対する事業税等の不均一課税）</p> <p>第2条 知事は、認定事業者（拡充型事業を実施する者に限る。）に対し、次の各号に掲げる県税につ</p>

いて、県税条例第31条、第34条、第41条、第77条並びに附則第17条及び第18条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。

(1) (略)

(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設及び特定業務児童福祉施設（拡充型事業に係るものに限る。次号において同じ。）の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 県税条例第41条及び附則第18条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率

(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設及び特定業務児童福祉施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率

ア～ウ (略)

いて、県税条例第31条、第34条、第41条、第77条並びに附則第17条及び第18条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。

(1) (略)

(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設（拡充型事業に係るものに限る。次号において同じ。）の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 県税条例第41条及び附則第18条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率

(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率

ア～ウ (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第42号

新潟県営住宅条例の一部を改正する条例

新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
安野住宅	阿賀野市安野町	安野住宅	阿賀野市安野町
		おりと住宅	佐渡市相川下戸炭屋浜町
		炭屋町住宅	佐渡市相川炭屋町
(略)		(略)	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第43号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前				
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、別表第 1 に掲げる新潟県立高等学校（以下「高等学校」という。）、別表第 2 に掲げる新潟県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）<u>及び別表第 3 に掲げる新潟県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）を</u>設置する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、別表第 1 に掲げる新潟県立高等学校（以下「高等学校」という。）、別表第 2 に掲げる新潟県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）、<u>別表第 3 に掲げる新潟県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）並びに別表第 4 に掲げる新潟県立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を</u>設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(入園料及び保育料)</p> <p>第 4 条 幼稚園の入園料及び保育料（以下「入園料等」という。）の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">入 園 料</td> <td style="text-align: center;">1 万1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保 育 料</td> <td style="text-align: center;">月額 6,300円</td> </tr> </table> <p>2 <u>入園料等は、知事が別に定める期限までに納めなければならない。</u></p> <p>3 <u>月の中途において入園、退園、休園又は転園をしたときは、当該月分の保育料を納めなければならない。</u></p> <p>4 <u>休園の期間が全月にわたる場合は、その月分の保育料は、徴収しない。</u></p> <p>5 <u>知事は、次の各号に掲げるときは、入園料等の全額の納付があつたものとみなすことができる。</u></p> <p>(1) <u>入園料等の納付義務者から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第 1 項に規定する施設等利用費の額に相当する額の支払があつた場合（当該支払の額が入園料等の額より低い額である場合に限る。）において、当該納付義務者に対し、市町村から同項の規定による支給があつたとき。</u></p> <p>(2) <u>市町村から子ども・子育て支援法第30条の11第 3 項の規定による支払があつたとき（当該支払の額が入園料等の額より低い額であるときに限る。）。</u></p>	入 園 料	1 万1,000円	保 育 料	月額 6,300円
入 園 料	1 万1,000円				
保 育 料	月額 6,300円				
<p>(授業料等の減免)</p>	<p>(授業料等の減免)</p>				

<p>第4条 知事は、特別の事情のある生徒及び中等教育学校又は高等学校の入学者選抜検査を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学料相当額又は入学検査料（以下この条において「授業料等」という。）を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、入学検査料、入学料、入学料相当額、授業料、受講料及び証明事務手数料の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。</p> <p>第6条 前条の規定により知事が定めるもののほか、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>第5条 知事は、特別の事情のある生徒及び<u>幼児並びに</u>中等教育学校又は高等学校の入学者選抜検査を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学料相当額<u>若しくは保育料若しくは入園料</u>又は入学検査料（以下この条において「授業料等」という。）を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、入学検査料、入学料、入学料相当額、授業料、受講料及び証明事務手数料<u>並びに入園料及び保育料</u>の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。</p> <p>第7条 前条の規定により知事が定めるもののほか、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校及び幼稚園</u>の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>別表第4（第1条関係） （略）</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和33年新潟県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、県立の高等学校、中等教育学校<u>及び特別支援学校</u>の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の法第3条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、県立の高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校及び幼稚園</u>の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の法第3条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 前項の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第1条の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。
（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校及び幼稚園</u>をいう。</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長（<u>園長を含む。</u>）、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>